証券コード3913
平成31年３月13日

株　主　各　位

東京都中央区新川二丁目３番１号
株式会社sMedio
代表取締役社長　岩　本　定　則

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のように開催いたしますので、ご出席くださいますようにご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成31年３月27日（水曜日）午後６時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成31年３月28日（木曜日）午前10時

2. 場　　所　東京都中央区日本橋茅場町三丁目２番10号
鉄鋼会館　７階　701会議室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

報告事項
１．第12期（平成30年１月１日から平成30年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第12期（平成30年１月１日から平成30年12月31日まで）計算書類報告の件

決　議　事　項

第１号議案　　定款一部変更の件
第２号議案　　取締役４名選任の件
第３号議案　　監査役３名選任の件
第４号議案　　取締役に対する株式報酬制度導入のための金銭債権報酬額および内容決定の件
第５号議案　　会計監査人選任の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎　本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.smedio.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
(1) 連結計算書類の連結注記表
(2) 計算書類の個別注記表
◎　株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.smedio.co.jp/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
◎　株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成30年 1 月 1 日から
平成30年12月31日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、国内の人手不足を背景に雇用環境の改善が続いていることなどで、緩やかな回復が続いております。

当社が属する情報通信業界は、IoT（モノのインターネット化）、AI（人工知能）、ビッグデータ、VR（仮想現実）、AR（拡張現実）、通信速度向上、通信規格の高度化といった、今後の社会一般を変貌させる力を秘めた技術革新が、今までにない速さで進んでおり、それらの技術を用いたサービスが、人々の生活の一部となりつつあります。

当社は、ITの浸透が人々の生活をあらゆる面で、より良い方向に変化させるデジタルトランスフォーメーションの実現に、IoTが重要な技術であるとの認識に立ち、引き続き、事業を展開してまいります。

当社の事業は、技術の特徴で大きく分けると、無線接続技術、著作権認証技術およびブラウザ技術を活かしたワイヤレスコネクティビティ事業と脆弱性診断やBLE(Bluetooth Low Energy)を使った位置検知システム構築およびデータバックアップといった技術を活かしたセキュリティ＆プライバシー事業に分けられます。

（ワイヤレスコネクティビティ事業）・・・当社が主体

Blu-ray再生ソフトウェアや高解像度（4K/8K）画像処理技術を基盤とした事業になります。当事業は、ロイヤリティ収入を主体としているため、Blu-rayなどを再生するデジタル家電機器（TV、Blu-rayレコーダー、PCなど）の出荷台数に影響を受けます。国内のデジタル家電機器の出荷台数は底を打った感が出てきましたが、依然、低調であることには変わりなく、厳しい事業環境が続いております。

当事業においては、画像処理AIエンジンを軸とした製品群（sMedio AI Technologies）も取り扱っております。

（セキュリティ＆プライバシー事業）・・・タオソフトウエア㈱および㈱情報スペースが主体

Androidのセキュリティ脆弱性診断やBLEを使った位置情報ソリューション、データ移行・バックアップアプリ（JSバックアップ）に関する開発収入を中心とした事業であります。開発収入からロイヤリティ収入への転換および月額課金サービス収入の育成を図っております。

このような状況において、売上は、国内PC出荷台数が低調であったことや前期の子会社での開発受託案件の反動減があり、売上原価は、初期開発で開発工数が想定以上にかかった案件が複数発生したことなどで増加しました。

この結果、売上高985百万円（前期比7.3%減）、営業損失107百万円（前期の営業損失60百万円より47百万円拡大）、経常損失107百万円（前期の経常損失61百万円より46百万円拡大）、親会社株主に帰属する当期純損失110百万円（前期の親会社株主に帰属する当期純損失141百万円から31百万円縮小）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、主に有形固定資産及びソフトウエアの取得が、それぞれ7百万円及び16百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、Blu-rayディスク再生、無線接続技術、著作権保護・認証技術、高解像度画像処理技術を活かしたソフトウェア開発を行ってきましたが、近年、IoT、AI、ビッグデータ、通信速度向上、通信規格の高度化といったソフトウェア業界を取り巻く技術革新が急速に進み、その商用化・実用化の段階を迎えました。

当社グループは、こうした時代の流れを見据え、数年来、IoT、AI分野での製品開発・サービス提供へと事業領域の拡大を企図してきましたが、全ての業界がIoT、AIの活用を考えている現在、同事業領域での競争は非常に厳しく、かつ、データ保有の面などで当社グループは優位な立場にいるわけではありません。

このような事業環境の中で、当社が対処すべき課題は次のようにまとめられます。

① 収益モデルの移行

当社グループは、ハードウェア製品に搭載するソフトウェアを開発してきた経緯から、PCなどの電子機器の出荷数に応じて受け取るロイヤリティ収入を主な収益源にしております。しかしながら、IoT、AI分野の製品群では、サービスに対して料金を課金する収益モデルへの移行を進める必要があります。

② 製品構成の充実

サービスに対して料金を得るために必要な製品群の開発が必要になります。従来の製品・サービスに収益の基盤を置きながらも、顧客ニーズを的確に捉えた製品・サービスを適宜、市場に投入していくことで、会社の永続的な成長基盤を強固にしていく必要があります。

③ 開発管理体制

当社は、自社開発の製品・サービスを販売することを主として行ってきておりましたが、IoT、AIの事業領域に進出するにつれ、また、買収により増えた国内子会社が受託開発事業を中心としているため、当社グループとしては、受託開発収入の割合が増えてきております。

開発拠点は、日本国内と中国・上海をあわせて、計５ヶ所となっており、開発エンジニアが地理的に分散していることもあり、開発管理体制の強化が必要であります。

④ 知的財産管理体制

当社グループは、製品開発で生まれる独自の差別化できる知的財産を特許や登録商標の形で効率的に登録管理し、市場競争における優位性を一層確保する必要があります。

また、ソフトウェア業界においては、他社の知的財産を、主に有償で利用して、製品を完成させることが一般的となっていますが、他社の知的財産を侵害しないようにする必要があります。

⑤ 個人情報保護

当社グループが注力しようとしているIoT、AI分野では、個人情報を取り扱う機会をゼロにすることは現実的ではありません。

主要国・地域において、インターネット上も含めて、個人情報保護規制は強化される流れにあり、当社グループは、より一層、個人情報の管理体制を強化する必要があります。

⑥ 優秀な人材の確保

ソフトウェア業界では、ソフトウェア開発・技術者が慢性的に不足しており、特にAI、クラウド分野での優秀なソフトウェア開発・技術者の確保は難しい状況にあります。当社グループが、より競争力のあるソフトウェアを継続的に開発していくためには、国内外で優秀なソフトウェア開発・技術者および製品企画者を確保していく必要があります。

⑦ 内部管理体制の強化

コーポレートガバナンス・コード、スチュワードシップ・コード、フェアディスクロージャールールといった資本市場の健全な発展に資すると考えられる施策が導入される中、それらが意図する投資家及び資本市場との建設的な対話を実現するため、適切な情報を、適時、公平に開示することができるよう内部管理体制を強化していく必要があります。

(5) 財産および損益の状況

	第9期 自　平成27年1月1日 至　平成27年12月31日	第10期 自　平成28年1月1日 至　平成28年12月31日	第11期 自　平成29年1月1日 至　平成29年12月31日	第12期 自　平成30年1月1日 至　平成30年12月31日
売上高（千円）	1,196,758	1,282,941	1,056,531	985,405
営業利益又は営業損失（△）（千円）	153,359	175,937	△60,817	△107,541
経常利益又は経常損失(△)（千円）	144,782	38,128	△61,963	△107,476
親会社株主に帰属する当期純利益（△当期純損失）（千円）	79,531	△3,873	△141,928	△110,295
1株当たり当期純利益（△1株当たり当期純損失）	45円71銭	△2円04銭	△71円21銭	△57円92銭
純資産（千円）	1,520,259	1,652,707	1,294,333	1,175,675
総資産（千円）	1,723,049	2,166,499	1,766,395	1,450,020
1株当たり純資産額	810円70銭	823円66銭	679円64銭	616円69銭

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
sMedio Technology (Shanghai) Inc.	3,517千人民元	100%	ソフトウエアの研究および開発
sMedio America Inc.	200千米ドル	100%	北米における販売およびマーケティング
㈱情報スペース	8百万円	100%	ソフトウエアの開発・販売
タオソフトウエア㈱	10百万円	100%	ソフトウエアの開発・販売

(7) 主要な事業内容（平成30年12月31日現在）

ソフトウエア開発、サービスおよび販売
電子機器開発、サービスおよび販売
ソフトウエア、電子機器等の輸出入
インターネットを使用したソフトウエアのダウンロードサービスおよび販売
ソフトウエアの受託開発および受託販売

(8) 主要な営業所（平成30年12月31日現在）

名称		所在地
当社	本社	東京都中央区
	福岡オフィス	福岡県福岡市中央区
	北九州オフィス	福岡県北九州市若松区
子会社	㈱情報スペース	岡山県岡山市
	タオソフトウエア㈱	東京都中央区
	sMedio Technology (Shanghai) Inc.	中華人民共和国
	sMedio America Inc.	アメリカ合衆国

(9) 使用人の状況（平成30年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
56名	4名減

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
19名	3名増	44.1歳	3.4年

(10) 主要な借入先および借入額（平成30年12月31日現在）

借入先	借入金額（千円）
株式会社三菱UFJ銀行	73,336
株式会社三井住友銀行	50,000

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（平成30年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 6,000,000株

(2) 発行済株式の総数 2,031,521株

(3) 株　主　数 1,777名

(4) 大　株　主（上位10名）

	株　主　名	持 株 数（株）	持株比率（%）
1	ロ ー リ ー チ ュ ン (LO LI-CHUN)	368,600	19.33
2	SEN-CHOU LO	162,000	8.50
3	谷 口 岳	40,509	2.12
4	田 中 美 苗	40,000	2.10
5	松 井 証 券 株 式 会 社	38,400	2.01
6	大 谷 雄 一 郎	33,300	1.75
7	山 本 大 助	31,000	1.63
8	中 辻 哲 朗	30,000	1.57
9	岩 本 定 則	28,800	1.51
10	楽 天 証 券 株 式 会 社	28,000	1.47

（注） 当社は、自己株式125,092株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき重要な事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末日における新株予約権の状況

① 新株予約権の数　383,500個

② 目的となる株式の種類および数　普通株式　76,700株

③ 取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期間	株数	保有者数
取締役（社外取締役を除く。）	第６回（625円）	平成22年10月１日～ 平成32年９月30日	4,000株	２名
	第８回（1,240円）	平成25年４月１日～ 平成33年３月30日	14,000株	３名
	第10回（1,240円）	平成24年12月２日～ 平成33年11月30日	24,000株	３名
	第11回（1,638円）	平成27年３月26日～ 平成36年３月25日	12,000株	３名
社外監査役	第６回（625円）	平成22年10月１日～ 平成32年９月30日	1,000株	１名
	第７回（625円）	平成24年６月27日～ 平成34年６月26日	600株	１名

4．会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役に関する事項（平成30年12月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	岩　本　定　則	sMedio Technology（Shanghai）Inc. 取締役 タオソフトウエア㈱取締役
取　締　役	中　村　嘉　伸	コーポレートコントロール本部長
取　締　役	黄　　七　零	開発、技術担当 sMedio Technology（Shanghai）Inc. 代表取締役 sMedio America Inc.　取締役
取　締　役	北　埜　弘　剛	経営企画室長 タオソフトウエア㈱監査役
取　締　役	落　合　洋　司	高輪共同法律事務所代表
取　締　役	林　　志　中	キーウィテクノロジー㈱代表取締役社長
常勤監査役	石　津　健　鳳	石津税理士事務所所長
監　査　役	渡　邉　雅　文	渡辺雅文公認会計士事務所所長 パラカ㈱取締役（社外） カンタツ㈱監査役（社外）
監　査　役	本　郷　喜　千	インディ・パ㈱代表取締役社長 新生交易㈱取締役（社外）

（注）1. 取締役落合洋司氏および林志中氏は、社外取締役であります。
2. 監査役石津健鳳氏および本郷喜千氏は、社外監査役であります。
3. 平成30年３月29日開催の第11期定時株主総会において、林志中氏は取締役に選任され、就任いたしました。
4. 取締役中村嘉伸氏、北埜弘剛氏および監査役渡邉雅文氏は公認会計士の資格を有しており、また監査役石津健鳳氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役落合洋司氏、林志中氏、常勤監査役石津健鳳氏および監査役本郷喜千氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　分	支給人員	支 給 額	摘　　要
取　締　役	5名	42,780千円	(うち社外取締役２名、2,100千円)
監　査　役	3名	7,080千円	(うち社外監査役２名、5,880千円)
合　　計	8名	49,860千円	

(注) 1. 上記の支給人員には無報酬の取締役１名を含んでおりません。
2. 上記取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 平成23年３月30日開催の第４期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額1億5千万円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）、平成22年３月19日開催の第３期定時株主総会において、監査役の報酬額を年額10,000千円以内と決議しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

区　分	氏　　名	兼　職　先	兼職の内容
社外取締役	落　合　洋　司	高輪共同法律事務所	代　　表
社外取締役	林　　志　中	キーウィテクノロジー㈱	代表取締役
社外監査役	石　津　健　鳳	石津税理士事務所	所　　長
社外監査役	本　郷　喜　千	インディ・パ㈱ 新生交易㈱	代表取締役 取締役（社外）

(注)　社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との間には重要な取引その他の関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区　分	氏　　名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	落　合　洋　司	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、法律の専門家としての知識や経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適時行っております。
社外取締役	林　　志　中	取締役就任後の当事業年度開催の取締役会10回のうち8回に出席し、企業経営者としての知識や経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適時行っております。
社外監査役	石　津　健　鳳	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に、監査役会13回のうち13回に出席し、税理士としての専門的見地から、必要な発言を適時行っております。
社外監査役	本　郷　喜　千	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に、監査役会13回のうち13回に出席し、必要な発言を適時行っております。

（注）　会社法第370条に定める取締役会の決議の省略による取締役会の回数は除いております。

5．会計監査人に関する事項

（1）名称　EY新日本有限責任監査法人

（2）報酬等の額

区分	報酬等の額
公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額	25百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

（注）1.　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2.　監査報酬は、監査法人から提示された監査計画の内容を協議するとともに、過去の報酬実績や事業規模および日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を参考に妥当性等を確認した上で、監査役会の同意を得て決定しております。

（3）会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障ある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に係る議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程することといたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第１項の契約を締結しており、当該契約の内容は次のとおりです。

受嘱者の会社法第423条第１項の責任について、監査受嘱者が職務を行うにつき善意で、かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、監査委嘱者に対する損害賠償責任の限度額とする。

６．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制について決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 当社におけるコンプライアンス体制の基盤となる企業行動憲章を定め、職務の執行に当たっては法令および定款とともにこれを遵守することを徹底する。

② 会社全体の横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるため、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス推進委員長を取締役の中から任命する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社における取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程に基づき適切に保存および管理を行い、また、必要に応じ閲覧が可能となるようにする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 適切なリスク管理を行うために、リスク管理規程を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針および体制を定める。

② 会社全体におけるリスク管理体制の整備を徹底するため、社内の各部門にリスク管理責任者を定め、その統括責任者を取締役の中から任命する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするために、職務権限規程その他の業務運営規程に基づき、各取締役および従業員の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を委譲する。

② 職務の執行のより一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合には、その内容が定款変更に関わる場合を除き、取締役会規程に基づく組織機構の変更を行うことができる。

(5) 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 従業員が業務を行うに当たり企業行動憲章を法令および定款とともに遵守するための体制を整備し、併せて従業員に対するコンプライアンス教育および啓発活動を行う。

② 当社の事業活動において法令・定款違反等の発生およびその可能性のある事項を早期に発見し是正するための内部通報に関する内部体制を整備し、取締役、従業員および関係者からの報告体制を整える。

③ 会社組織および社内の各部署における業務の執行状況を適切に把握し、適切な助言および勧告を行うための内部監査体制を整備する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

監査役の職務を補助するため、当社の従業員の中から各業務に精通した者を配置することができる。

(7) 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

① 前号の監査役の職務を補助する従業員に係る諸事項の決定については、事前に監査役会の承認を得ることとする。

② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して取締役からの指揮命令を受けないものとする。

(8) 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 代表取締役および業務執行取締役は、取締役会規程の定めに従い、会社の業務執行の状況その他必要な情報を取締役会において報告又は説明する。

② 取締役および従業員が会社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項またはそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し速やかに当該事項を報告するものとする。

③ 監査役は、職務の執行に当たり必要となる事項について、取締役および従業員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は速やかに当該報告を行うものとする。

(9) その他監査役の監査が効率的に行われることを確保するための体制

監査の実効性を確保するため、監査役が取締役、従業員および会計監査人との間で積極的な意見・情報の交換をできるようにするための体制および必要に応じ弁護士、会計士などの助言を受けることができる体制を整備する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

(1) 取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令ならびに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度におきましては、取締役会を14回開催しております。

(2) 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

(3) 内部監査の実施

内部監査計画に基づき、当社ならびに子会社の内部監査を実施しております。

(4) 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、内部統制評価を実施しております。

7．株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」および「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

連結貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,293,146**	**流動負債**	**265,482**
現金及び預金	1,083,806	買掛金	49,351
売掛金	47,369	1年内返済予定の長期借入金	124,374
仕掛品	26,544	未払法人税等	6,401
原材料	92,600	賞与引当金	2,233
繰延税金資産	26,411	その他	83,121
その他	16,559	**固定負債**	**8,862**
貸倒引当金	△146	資産除去債務	4,150
固定資産	**156,873**	繰延税金負債	4,711
有形固定資産	**21,846**	**負債合計**	**274,344**
建物	10,948	**純資産の部**	
工具、器具及び備品	7,296	**株主資本**	**1,168,010**
車両運搬具	3,601	資本金	507,707
無形固定資産	**111,104**	資本剰余金	668,313
ソフトウェア	24,665	利益剰余金	219,189
のれん	85,074	自己株式	△227,199
その他	1,364	**その他の包括利益累計額**	**7,664**
投資その他の資産	**23,922**	繰延ヘッジ損益	△198
敷金保証金	15,479	為替換算調整勘定	7,863
繰延税金資産	206	**純資産合計**	**1,175,675**
その他	8,237		
資産合計	**1,450,020**	**負債及び純資産合計**	**1,450,020**

(注)　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成30年１月１日から
平成30年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**985,405**
売上原価		**548,314**
売上総利益		**437,090**
販売費及び一般管理費		**544,631**
営業損失		**107,541**
営業外収益		
受取利息	292	
助成金収入	2,222	
その他	95	2,609
営業外費用		
支払利息	1,208	
為替差損	1,299	
その他	36	2,545
経常損失		**107,476**
特別損失		
固定資産除却損	76	
減損損失	806	883
税金等調整前当期純損失		**108,359**
法人税、住民税及び事業税	10,704	
法人税等調整額	△8,768	1,936
当期純損失		**110,295**
親会社株主に帰属する当期純損失		**110,295**

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成30年１月１日から
平成30年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	507,082	667,688	329,484	△227,199	1,277,056
当期変動額					
新株の発行	625	625			1,250
親会社株主に帰属する当期純損失			△110,295		△110,295
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	625	625	△110,295		△109,045
当期末残高	507,707	668,313	219,189	△227,199	1,168,010

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△48	17,325	17,276	1,294,333
当期変動額				
新株の発行				1,250
親会社株主に帰属する当期純損失				△110,295
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△149	△9,462	△9,611	△9,611
当期変動額合計	△149	△9,462	△9,611	△118,657
当期末残高	△198	7,863	7,664	1,175,675

（注） 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,034,041**	**流動負債**	**250,137**
現金及び預金	807,273	買掛金	77,879
売掛金	105,305	1年内返済予定の長期借入金	123,336
仕掛品	8,885	未払金	1,892
原材料及び貯蔵品	92,600	未払費用	18,922
関係会社短期貸付金	20,000	未払法人税等	5,764
		未払消費税等	5,395
その他	8,827	その他	16,947
貸倒引当金	△8,850	**固定負債**	**4,556**
固定資産	**356,605**	資産除去債務	3,437
有形固定資産	**11,833**	繰延税金負債	1,118
建物	6,833	**負債合計**	**254,693**
工具、器具及び備品	5,000	**純資産の部**	
車両運搬具	0	**株主資本**	**1,136,151**
無形固定資産	**34,609**	**資本金**	**507,707**
ソフトウェア	24,757	**資本剰余金**	**666,967**
のれん	8,486	資本準備金	617,984
その他	1,364	その他資本剰余金	48,982
投資その他の資産	**310,162**	**利益剰余金**	**188,676**
関係会社株式	296,063	その他利益剰余金	188,676
敷金保証金	13,872	繰越利益剰余金	188,676
その他	227	**自己株式**	**△227,199**
		評価・換算差額等	**△198**
		繰延ヘッジ損益	**△198**
		純資産合計	**1,135,953**
資産合計	**1,390,647**	**負債及び純資産合計**	**1,390,647**

(注)　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成30年 1 月 1 日から
平成30年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**748,173**
売上原価		**449,049**
売上総利益		**299,124**
販売費及び一般管理費		**349,713**
営業損失		**50,589**
営業外収益		
受取利息	113	
受取配当金	32,660	
為替差益	563	
その他	79	33,416
営業外費用		
支払利息	1,162	
貸倒引当金繰入額	8,704	
その他	36	9,903
経常損失		**27,075**
特別損失		
固定資産除却損	76	
抱合せ株式消滅差損	153	
関係会社株式評価損	7,192	7,421
税引前当期純損失		**34,497**
法人税、住民税及び事業税	5,144	
法人税等調整額	5,210	10,354
当期純損失		**44,852**

（注） 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成30年１月１日から
平成30年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	507,082	617,359	48,982	666,342	233,528	233,528
当期変動額						
新株の発行	625	625		625		
当期純損失					△44,852	△44,852
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	625	625	－	625	△44,852	△44,852
当期末残高	507,707	617,984	48,982	666,967	188,676	188,676

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△227,199	1,179,754	△48	△48	1,179,705
当期変動額					
新株の発行		1,250			1,250
当期純損失		△44,852			△44,852
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△149	△149	△149
当期変動額合計	－	△43,602	△149	△149	△43,751
当期末残高	△227,199	1,136,151	△198	△198	1,135,953

（注） 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年２月25日

株式会社sMedio
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　安斎裕二　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水野友裕　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社sMedioの平成３０年１月１日から平成３０年１２月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社sMedio及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年２月25日

株式会社sMedio
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　安斎裕二　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水野友裕　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社sMedioの平成３０年１月１日から平成３０年１２月３１日までの第１２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成30年１月１日から平成30年12月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年２月25日

株式会社sMedio　監査役会

常勤監査役（社外）	石津健鳳	㊞
監査役	渡邉雅文	㊞
監査役（社外）	本郷喜千	㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行（平成27年５月１日施行）に伴い、補欠監査役の予選に関する定款規定（定款第34条第３項）の引用する条文の項数が変更されておりますので、当該変更を反映するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
第５章　監査役および監査役会 （監査役の任期） 第34条　（条文省略） ２　（条文省略） ３　会社法第329条第２項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ４　（条文省略）	第５章　監査役および監査役会 （監査役の任期） 第34条　（現行通り） ２　（現行通り） ３　会社法第329条第３項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ４　（現行通り）

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（６名）は本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	いわもと　さだのり 岩本　定則 (昭和46年５月31日生) 【取締役在任期間】 ９年	平成 8 年 7 月　ニチメン電子部品㈱ （現 イーグローバレッジ㈱）プロダクトマネージャー 平成14年 6 月　インタービデオジャパン㈱（現 コーレル㈱） セールスシニアディレクター 平成20年 2 月　ビデェイス㈱（現 当社）営業本部長 平成22年 3 月　当社取締役セールス・アンド・マーケティング本部長 平成27年 3 月　当社常務取締役 平成27年10月　㈱情報スペース取締役 平成29年 2 月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） sMedio Technology(Shanghai) Inc.取締役 タオソフトウエア㈱取締役	28,800株
2 再任	きたの　ひろたけ 北埜　弘剛 (昭和53年12月19日生) 【取締役在任期間】 ２年	平成15年 4 月　大阪府庁入庁 平成18年12月　監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 平成22年 7 月　公認会計士登録 平成24年 5 月　富士生命保険㈱（現 FWD富士生命保険㈱）入社 平成27年 8 月　当社経営企画室長 平成29年 3 月　当社取締役経営企画室長（現任）	－
3 再任	おちあい　ようじ 落合　洋司 (昭和39年３月29日生) 【社外】 【独立役員】 【取締役在任期間】 ４年	昭和62年 4 月　最高裁判所司法研修所入所 平成 元 年 4 月　東京地方検察庁検事 平成12年 9 月　ヤフー㈱入社 平成12年10月　弁護士登録（東京弁護士会） 平成13年11月　ヤエス第一法律事務所 平成20年 9 月　泉岳寺前法律事務所　開所 平成22年 4 月　東海大学実務法学研究科（法科大学院）特任教授 平成25年12月　㈱ウェブクルー監査役（社外） 平成27年 3 月　当社取締役（社外）（現任） 平成30年 4 月　高輪共同法律事務所代表（現任） （重要な兼職の状況） 高輪共同法律事務所代表 【社外取締役候補者とした理由】 弁護士及び他の企業の社外監査役等としての経歴と知識から、有益な意見・助言を頂いており、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。	－

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 再任	りん　ぢーぢょん 林　志中 (昭和42年９月30日生) 【社外】 【独立役員】 【取締役在任期間】 １年	平成７年４月　東綿股份有限公司（現 豊田通商㈱）入社 平成９年４月　Ulead Systems, Inc.（現 科立爾數位科技股份有限公司）入社 平成16年７月　ユーリードシステムズ㈱　（現 コーレル㈱）代表取締役社長 平成18年８月　インタービデオジャパン㈱　（現 コーレル㈱）取締役副社長 平成20年６月　コーレル㈱ 取締役副社長 平成22年６月　サイバーリンク㈱ 代表取締役社長 平成25年10月　イージステクノロジー㈱代表取締役社長 平成29年10月　キーウィテクノロジー㈱代表取締役社長（現任） 平成30年３月　当社取締役（社外）（現任） （重要な兼職の状況） キーウィテクノロジー㈱代表取締役社長 【社外取締役候補者とした理由】 IT業界での経験が長く、また、日本法人社長としての経営の経験や業界知識を活かして、当社のコーポレート・ガバナンスを含めて経営全般に助言をいただくことで、当社の経営体制の強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。 なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。	－

（注）1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 落合洋司氏及び林志中氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由について
落合洋司氏は、過去４年間の在任期間において、その経験と見識から社外取締役としての職務を全うされました。再任された場合には、引き続き職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
林志中氏は、過去１年間の在任期間において、IT業界での経験および外国会社の日本法人の社長として経営に参画された経験から社外取締役としての職務を全うされました。再任された場合には、引き続き職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 当社は、社外取締役候補者落合洋司氏及び林志中氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、社外取締役候補者落合洋司氏及び林志中氏の再任が承認可決された場合には、当社は両氏との間の上記契約を継続する予定であります。
5. 当社は、落合洋司氏及び林志中氏を、当社上場の東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対し届け出ております。両氏が再任された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定です。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は本株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新任１名を含む監査役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 新任	えとう　ゆういちろう 江藤　祐一郎 (昭和39年６月16日生) 【社外】 【独立役員】 【監査役在任期間】 －	平成 元 年 ４ 月　朝日新和会計社（現 有限責任あずさ監査法人）入所 平成 ４ 年 ３ 月　公認会計士登録 平成11年11月　監査法人太田昭和センチュリー （現 EY新日本有限責任監査法人）入所 平成30年 ７ 月　江藤公認会計士事務所 代表（現任） （重要な兼職の状況） 江藤公認会計士事務所代表 【社外監査役候補者とした理由】 公認会計士としての専門的な知識・経験を有し、内部統制監査制度導入以降の会計監査実務に精通しておられ、当社のガバナンス向上のため、会計専門家として客観的な立場から、監査の妥当性確保など社外監査役としての職務を遂行していただけるものと判断したためです。	－
2 再任	わたなべ　ともふみ 渡邉　雅文 (昭和27年７月28日生) 【監査役在任期間】 ３年	昭和52年12月　清野税理士事務所入所 昭和59年10月　昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 昭和63年 ３ 月　公認会計士登録 平成24年 ７ 月　渡辺雅文公認会計士事務所開所（現任） 平成25年 ７ 月　みらい証券㈱監査役(社外) 平成27年 ３ 月　当社取締役（社外） 平成27年12月　パラカ㈱取締役（社外）（現任） 平成28年 ３ 月　当社監査役（現任） 平成28年12月　カンタツ㈱監査役（社外）（現任） （重要な兼職の状況） 渡辺雅文公認会計士事務所所長 パラカ㈱取締役（社外） カンタツ㈱監査役（社外）	－

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	ほんごう　よしゆき 本郷　喜千 (昭和48年１月５日生) 【社外】 【独立役員】 【監査役在任期間】 ９年６ヶ月	平成12年 4 月　㈱光通信キャピタル 平成13年10月　SBIホールディングス㈱ 平成18年 8 月　インディ・パ㈱ 代表取締役社長（現任） 平成21年 9 月　ロールテック㈱（現 当社）　監査役（社外）（現任） 平成28年 7 月　新生交易㈱ 取締役（社外）（現任） (重要な兼職の状況) インディ・パ㈱代表取締役社長 新生交易㈱取締役（社外） 【社外監査役候補者とした理由】 インディ・パ株式会社の代表取締役社長や他社の取締役に就任している等の豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社のガバナンス向上のため、企業経営者としての経験と識見に基づき、社外監査役としての職務を遂行していただけるものと判断したためです。	2,000株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 江藤祐一郎氏及び本郷喜千氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は、江藤祐一郎氏が監査役に選任され就任した場合には、同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約における損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。
4. 当社は、渡邉雅文氏及び本郷喜千氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏が再任された場合には、当社は両氏との間の上記契約を継続する予定であります。
5. 江藤祐一郎氏が監査役に選任され就任した場合には、同氏を当社上場の東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、本郷喜千氏を、当社上場の東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に対し届け出ております。同氏が再任された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。

第４号議案　取締役に対する株式報酬制度導入のための金銭債権報酬額および内容決定の件

１．提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬等の額は、平成23年３月30日開催の第４期定時株主総会において、年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。以下本議案において同じ。）に対し、新たに、金銭債権報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

取締役に支給された金銭債権報酬は、自社株式の出資の払込に充てられることとなります。株式報酬制度（以下、本制度という。）を導入するのは、当社の中長期的な業績の向上と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案に基づき当社の取締役に対して自社株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額150百万円以内といたします。

また、各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は６名（うち社外取締役２名）ですが、第２号議案が原案通り承認可決されますと、取締役は４名（うち社外取締役２名）となります。

２．本制度の概要

取締役は、本制度に基づき当社より支給された金銭債権報酬の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行または処分を受けることとなります。

取締役に対して支給される当社の普通株式の総数は年30千株以内といたします（なお、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割または株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行または処分される株式数を合理的に調整することができるものといたします。）。

各取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行または処分される当社の普通株式の１株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と取締役との間で株式割当契約を締結するものとします。

第５号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

監査役会が海南監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人が当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名称	海南監査法人
主たる事務所所在地	東京都渋谷区代々木２丁目20番17号 海南ビル２階
沿革	昭和60年５月24日設立
社員	代表社員　６名 社員　　１名 顧問　　１名
従事者	公認会計士　41名（うち、非常勤40名） 試験合格者　３名（うち、非常勤３名） その他職員　３名（うち、非常勤０名）

（注）本総会において本議案が承認された場合、当社は、当社定款第46条の規定に基づき、海南監査法人との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項の最低責任限度額となります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場 ご案内図

会場：鉄鋼会館　7階　701会議室

東京都中央区日本橋茅場町三丁目２番10号

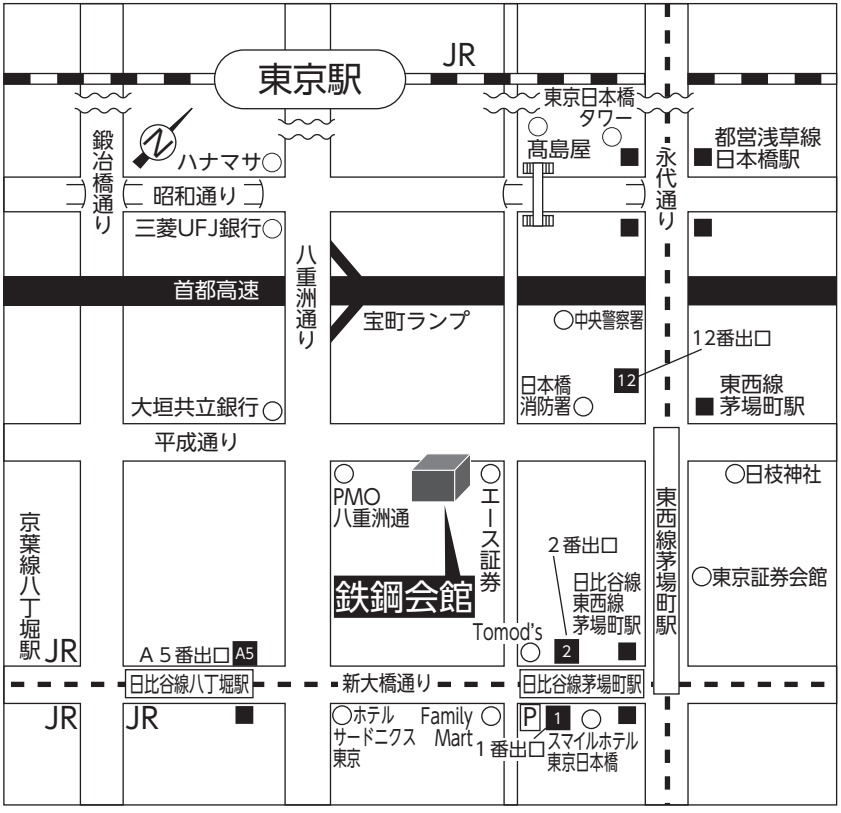

交通のご案内：
- **地下鉄東西線「茅場町駅」12番出口より**徒歩約５分
- **地下鉄日比谷線「茅場町駅」1番または2番出口より**徒歩約５分
- **地下鉄日比谷線「八丁堀駅」A5番出口より**徒歩約５分
- **JR「東京駅」　八重洲中央口より**徒歩約15分

当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮いただきます。

UD FONT
VEGETABLE OIL INK
FSC www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022915